

熊本県農業経営改善促進資金融通事業実施要項

第1 趣旨

本要項は効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者に対して融通する農業経営改善促進資金（「スーパーS資金」と略称する。）について定める農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第8の1の規定に基づき、農業経営改善促進資金制度の運営に関する取扱いについて定める。

第2 対象となる計画

本要項による支援の対象となる計画は、次のとおりとする。

農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画及び果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画をいう。以下同じ。）

第3 事業の仕組み

本制度は、熊本県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）と民間金融機関の協調融資により、意欲ある農業者の必要とする短期運転資金を低利で、かつ、円滑に融通するものとする。

第4 農業経営改善促進資金の内容

1 貸付対象者

認定農業者（農業経営改善計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）であって次に掲げる要件を満たす者。

- (1) 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）
- (2) 農業経営改善計画が、短期運転資金を必要とするような具体的な改善措置を内容としているものであること。
- (3) 前号の具体的な改善措置について認定後既に実施に着手し、又は認定を受けた年度において実施に着手することが確実であると認められること。
- (4) 農業経営改善計画又は短期運転資金（スーパーS資金）利用申込書兼借入申込書（第5条に定めるものをいう。）において、既往借入金の返済財源が確保されていること。

2 資金使途

本資金の資金使途は、計画の達成に必要な短期運転資金一般とする。（例示すれば次のとおり。）

ただし、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借

入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）は含まないものとする。

- (1) 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
- (2) 肉用素畜、中小家畜等の購入費
- (3) 小農具等営農用備品、消耗品等の購入費
- (4) 営農用施設・機械の修繕費
- (5) 地代（賃借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル料
- (6) 生産技術、経営管理技術の修得費
- (7) 市場開拓費、販売促進費等

3 貸付方式等

本資金の貸付けは、次によるものとする。

- (1) 貸付方式 当座貸越、手形貸付及び証書貸付とする。
なお、当座貸越及び手形貸付については極度貸付方式とする。
- (2) 利用期間 本資金の貸付けが受けられる期間は、計画期間（同計画の開始時期から同計画の終了時を含む年度の末日までをいう。以下同じ。）中とする。

4 極度額等

(1) 極度額等の上限

本資金の第1項の貸付対象者に係る極度額又は証書貸付における貸付金の残高の合計額（以下「極度額等」という。）の上限は、次のとおりとする。

ただし、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。）において示された農業経営の指標の規模を超える規模を目指す農業経営改善計画を有するもの等特段の事情がある場合にあっては、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産省事務次官依命通知）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）が認めた額とすることができる。

個人	一般経営	500万円
	畜産又は施設園芸を含む経営	2,000万円
法人	一般経営	2,000万円
	畜産又は施設園芸を含む経営	8,000万円

(2) 極度額等の設定

極度額は、計画期間の各年度について融資機関が設定するものとし、推進会議の認定を受けるものとする。

(3) 極度額等の見直し

融資機関は、農業者の経営状況及び資金利用状況等からみて極度額等を変更する必要があると判断する場合は推進会議の認定を受けて変更することができるものとする。

5 貸付利率

(1) 本資金の貸付利率は、次の算式により決定する（小数点以下第三位を四捨五入したうえで、小数点以下第二位を二捨三入又は七捨八入して0.05%単位とする。）水準以内とする。

$$\text{貸付利率} = \frac{\begin{array}{c} ※ \\ \text{都銀・短プラ} \times (\text{協調倍率} - 1) + \text{低利預託金利} \times 1 \end{array}}{\text{協調倍率}} + \begin{array}{c} ※ \\ \text{調整値} \end{array}$$

(年%)

※都銀・短プラとは、「都市銀行の短期プライムレート」をいう。

※調整値は、都銀・短プラ水準に応じ次のとおりとする。

都銀・短プラ	調整値
5%未満	0.8%
5%以上6%未満	0.6%
6%以上7%未満	0.4%
7%以上8%未満	0.2%
8%以上	0

(2) 農業者が当座貸越による貸付けを選択する場合には、年0.5%の範囲内で融資機関が定めた率を加算することができるものとする。

(3) 本資金は変動金利制とし、貸付利率の改定があったときは、改定日の貸付金残高（当座貸越の場合に限る。）及び改定日以降の貸付金に適用するものとする。

(4) 第1号の具体的な貸付利率については、別途農林水産省経営局長から通知されるが、金利改定日は原則として月の当初とする。

6 償還期限

本資金の償還期限は、手形貸付及び証書貸付は1年以内、当座貸越は1年程度の当座貸越契約期間内とする。

ただし、計画期間中は、有効に決定される極度額の範囲内で借換えを行うことができるものとする。

7 計画期間終了時の取扱い

本資金を借り入れた者の計画期間終了時に有する本資金の残高は、全て計画期間終了時に返済するものとする。

ただし、本資金を借り入れた者が、家畜の飼養又は永年性植物の栽培等農産物の生産及びその加工又は販売に1年以上を要する経営を営むものにあつては、計画期間終了後3年の範囲内で融資機関が認めた期間内に返済するものとする。

第5 借入手続

1 本資金を借入希望する者は、「短期運転資金（スーパーS資金）利用申込書兼借入申込書（別記第1号様式。農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、債務保証委託申込書（別記第1の2号様式）を含む。以下

「申込書」という。)に農業経営改善計画及び同認定書(写し)を添付して、融資機関の長に提出するものとする。

借入希望者が、飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。)に定められた家畜のうち、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、県家畜保健衛生所から交付を受けた飼養衛生管理基準遵守状況確認書(写し)を併せて提出するものとする。

- 2 推進会議は、本資金の貸付けに係る認定等に関する事務を、原則として、融資機関(借入申込み案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。)に委任するものとする。
- 3 前項により委任を受けた融資機関は、認定等に関する審査(農業経営改善計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等)を行うものとし、当該融資機関は、推進会議事務局に対し、速やかに、認定及び非認定を行った借入希望者の氏名、住所等を報告するものとする。併せて、借入希望者に資金貸付けの承諾又は非承諾の通知を行うものとする。
- 4 推進会議は、所轄地域振興局又は農政事務所を經由して、前項の認定の結果を知事(団体支援課)に通知するものとする。
- 5 融資機関は、慎重な審議を必要とする借入額が極度額等の上限を超える場合には、推進会議に關係書類を送付するとともに、認定を求めるものとする。
- 6 その他、資金借り入れに必要な事項は融資機関で定めるものとする。

第6 農業経営改善促進資金貸付目標額の設定

県の貸付予定目標額

本資金の貸付目標額の策定については、次によるものとする。

- 1 融資機関は、所轄市町村と協議して、翌年度の「融資機関貸付予定目標額」(別記第2号様式)を策定し、これを前年の10月1日までに所轄地域振興局又は農政事務所を經由して知事(団体支援課)に提出するものとする。
- 2 知事は、融資機関から提出のあった融資機関貸付予定目標額、県の出捐見込み、本資金の貸付実績等を基礎として関係機関と協議して、「貸付目標額協議書」(別記第3号様式)を作成し、1月中旬までに九州農政局と協議するものとする。
- 3 知事は、国の内示を受け貸付目標額を設定したときは、融資機関別の貸付目標額及びこれに対応する第7条第2項第2号の預託額を決定し、基金協会及び融資機関に通知(別記第4、5号様式)するとともに、九州農政局に報告(別記第6号様式)するものとする。

第7 県低利預託基金の貸付け等

1 県による県低利預託基金への貸付け

- (1) 知事は、本資金を融通するための必要な資金を、予算の範囲内で、基金協会に貸付けるものとする。
- (2) 前号の貸付けにあたっては、別途貸付契約を締結し行うこととする。

2 基金協会による融資機関への県低利預託基金の預託

- (1) 基金協会は、民間金融機関からの借入金及び融資機関に預託するものとして県等から出捐された資金により、低利預託基金を造成し、融資機関に預託する。

なお、預託額については県の指示（別記第7号、第8号様式）に従うものとする。

- (2) 前号の融資機関への預託額及び預託利率は次のとおりとし、その他預託に必要な事項は知事と協議して、基金協会が定めるところによるものとする。

- ア 預託額 融資機関の貸付目標額の3分の1に相当する額以内の額
イ 預託利率 年1%

ただし、日本銀行の「時系列統計データ検索サイト」で公表されている預託予定日の14日前の日の属する月の「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」における「定期預金／預入金額3百万円以上1千万円未満／1年」の利率が1%未満の場合は、当該利率

3 融資機関による貸付け

- (1) 本資金の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。
 - ア 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
 - イ 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せて行う農業協同組合連合会
 - ウ 農林中央金庫
 - エ 銀行
 - オ 信用金庫
 - カ 信用協同組合
- (2) 本資金を融通しようとする金融機関は、あらかじめ知事に「農業経営改善促進資金融通事業取扱届出書」（別記第9号様式）を提出するとともに、基金協会との間において「資金供給に関する基本契約書」（別記第10号様式）を締結するものとする。
- (3) 融資機関は、第4条の規定するところから従い本資金を貸し付ける。

第8 資金貸付け等の適正化について

- 1 融資機関は、本資金の貸付けにあたって、借入希望者が基金協会の債務保証を受けようとする場合には、基金協会による債務保証の決定が必要であるので、基金協会の債務保証に関する手続も併行的に進めることによ

り、円滑な融通が図られるよう配慮するものとする。

2 融資機関は、本資金の貸付け及び資金の払出しにあたっては、次の事項に留意して、適切な運用の確保に努めるものとする。

(1) 本資金の貸付けを開始するにあたっては、貸付けの相手方ごとに本資金と他の資金とを明確に区分して管理すること。

(2) 本資金の貸付金の払出しにあたっては、極力現金交付を避け、口座引落とし、口座振込み等、貸付資金の使途を確認し得る方法を活用すること。

3 融資機関は、常に借入者の資金利用状況及び経営状況等を把握し、本資金の融通及び償還の適正化を図るものとする。

なお、本制度の趣旨に即した活用が図られていないと認められる場合は、利用継続の可否について推進会議の意見を聴いて処理するものとする。

第9 報告

1 農業経営改善促進資金貸付状況報告

融資機関は、上半期（4月1日から9月30日まで。以下同じ。）・下半期（10月1日から3月31日まで。以下同じ。）ごとの「農業経営改善促進資金貸付状況報告書」（別記第11号様式）を作成し、これを半期末及び下半期末の翌月の末日までに基金協会に提出するものとする。

2 低利預託基金預託等状況報告

(1) 基金協会は、前項の報告を取りまとめ、上半期・下半期ごとに「農業経営改善促進資金低利預託基金預託状況報告書」（別記第12号様式）を作成し、上半期末及び下半期末の翌々の15日までに知事に提出するものとする。

(2) 知事は、前号の提出を受けたときは、これを速やかに九州農政局に提出するものとする。

第10 調査

知事及び基金協会は、農業経営改善促進資金の融通に関し必要と認めるときは、融資機関から関係書類等を調査し、又は報告を求めることができる。

第11 個人情報保護

1 融資機関、市町村、県その他の関係機関（機関の役職員を含む）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本資金に係る申込書及び添付書類の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要項において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

2 融資機関は、申込書の受理に当たり、借入希望者に対し、第5条第3項

及び推進会議が定めるところにより当該申込書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別記第1号様式の裏面）の確認欄に記名を求めることとする。

第12 その他

- 1 知事は、本資金制度が信用基金及び基金協会に造成される低利預託基金を基盤としていることを鑑み、本資金制度の安定的な運用の確保に努める等主導的な役割を果たすものとする。
- 2 知事は、基金協会に対して、第7条第2項第2号の融資機関への預託額その他必要な事項を指示することができるものとする。
- 3 知事は、融資機関に対して、本資金の貸付け等に関して必要な事項を指示することができるものとする。

附則

この要項は、平成6年12月27日から施行する。

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

この要項は、平成13年4月2日から施行する。

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

この要項は、平成14年8月1日から施行する。

この要項は、平成15年10月9日から施行する。

この要項は、平成17年5月23日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

この要項は、平成18年5月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

この要項は、平成20年4月30日から施行する。

この要項は、平成20年12月1日から施行する。

この要項は、平成23年9月1日から施行する。

ただし、平成23年度における「融資機関貸付予定目標額設定書」については、第6の2の（1）の規定にかかわらず、この要項の施行後45日以内に提出するものとする。

この要項は、平成24年7月20日から施行し、平成24年7月4日から適用する。

この要項は、平成27年7月17日から施行する。

この要項は、令和3年6月8日から施行する。

この要項は、令和4年11月4日から施行する。

この要項は、令和4年12月2日から施行する。